

野木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年3月31日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度 人件費率
26年度	25,359 人	7,736,595 千円	283,536 千円	1,469,687 千円	19.0 %	19.5 %

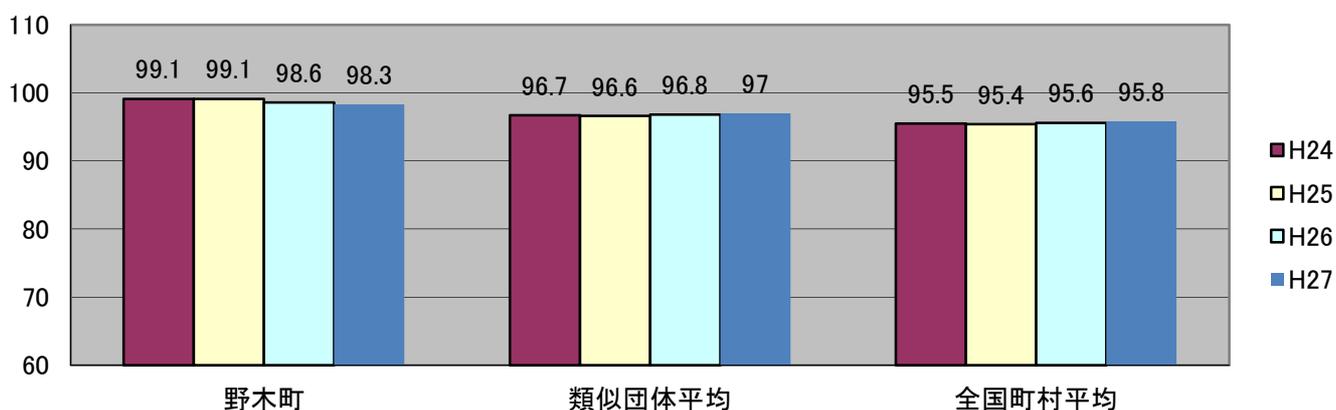
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	152人	575,166 千円	133,019 千円	212,839 千円	921,024 千円

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
6,059 千円	5,748 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	0.36%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	4.20月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。給料表については、平成26年度人事院勧告による平成27年度給料表のとおり(国公準拠)。但し、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、野木町においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
野木町の支給割合	3%	4%	5%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野木町	41.2歳	310,400円	416,962円	343,654円
栃木県	43.4歳	341,885円	418,911円	372,600円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.9歳	313,133円	381,214円	345,081円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
野木町	52.3 歳	13 人	278,600 円	312,700 円	295,357 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	47.8 歳	5 人	302,400 円	373,020 円	330,100 円	自家用自動車運転者	49.2 歳	226,000 円	1.65
うち用務員	53.8 歳	4 人	256,600 円	270,900 円	266,900 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.35
うち給食調理員	56.2 歳	4 人	276,300 円	289,425 円	287,400 円	調理士	44.5 歳	256,300 円	1.13
栃木県	51.7 歳	288 人	345,900 円	394,563 円	372,487 円	-	-	-	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	328,318 円	-	-	-	-	-
類似団体	50.3 歳	12 人	293,609 円	293,609 円	310,221 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
野木町	-	-	-
うち自動車運転手	5,818,591 円	2,765,400 円	2.10
うち用務員	4,307,509 円	2,774,400 円	1.55
うち給食調理員	4,653,058 円	3,320,900 円	1.40

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野木町	* 歳	* 円	* 円
栃木県	44.8 歳	385,770 円	440,401 円
類似団体	41.8 歳	359,625 円	423,167 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		野木町	県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	144,200円	円
	中学卒	131,500円	131,500円	円
教育職	大学卒	円	201,900円	円
	高校卒	円	157,100円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

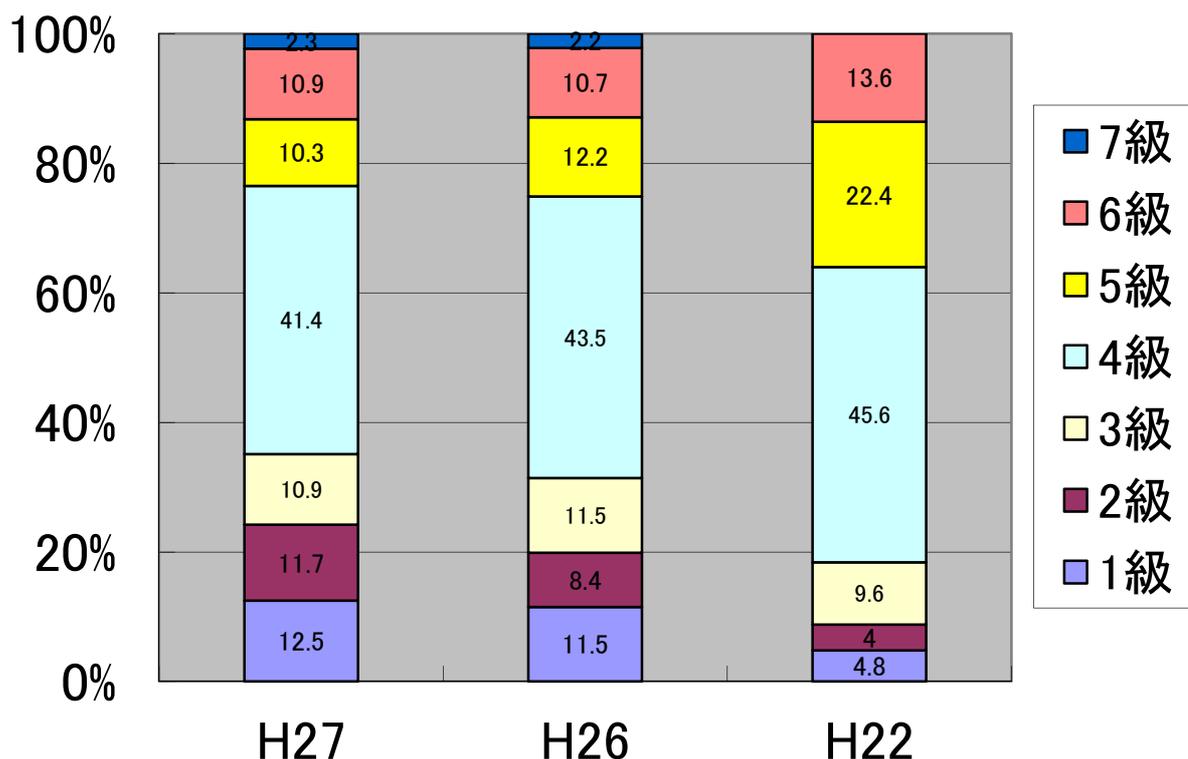
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,200円	357,450円	376,400円	397,290円
	高校卒		333,850円	359,800円	388,200円
技能労務職	高校卒		282,750円	287,500円	323,900円
	中学卒				

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務 保健師又は栄養士の職務 主事補又は技師補の職務	16人	12.5%	137,600円	244,900円
2級	困難な業務を分掌する主事 又は技師の職務 困難な業務を分掌する保健 師又は栄養士の職務	15人	11.7%	187,700円	301,900円
3級	主査の職務	14人	10.9%	223,900円	347,700円
4級	主任の職務	53人	41.4%	258,300円	378,700円
5級	副主幹の職務	13人	10.3%	285,000円	390,700円
6級	主幹の職務	14人	10.9%	315,800円	407,900円
7級	参事の職務	3人	2.3%	360,100円	442,600円

- (注) 1 野木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成26年に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価については、著しく業務に支障のある行為を除き良好と判定する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野木町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,400千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,646千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

人事評価については、著しく業務に支障のある行為を除き良好と判定する。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

野木町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 21,544千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)			18,300千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			120,395円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
野木町全域	4%	152人	4%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.3 (98.3)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		122千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		61,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		1.2%		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業従事職員の特特殊勤務手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者(疑い含む)の救護若しくは伝染病菌の付着(付着危険含む)した物件の処理作業伝染病菌を有する家畜(疑い含む)に対する防疫作業	2,000円	1日につき 2,000円
家畜予防注射作業従事職員の特特殊勤務手当	農業事務関係職員	家畜の予防注射のため、その作業又は実施指導		1日につき 2,000円
行路死亡人取扱い職員の特特殊勤務手当	行路死亡人取扱い職員	行路死亡人の取扱い		1件につき 5,000円
道路作業従事職員の特特殊勤務手当	道路作業に従事する職員	常時道路作業に従事	120,000円	月額 10,000円

(5) 時間外勤務手当 職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 26 年度決算)

支給実績 (平成 26 年度決算)	75,872 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 26 年度決算)	499 千円
支給実績 (平成 25 年度決算)	57,537 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算)	369 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H26 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 2 人まで 6,500 円 その他 6,500 円 特定期間 5,000 円加算	同		15,570 千円	243,281 円
住居手当	借家 11,000 円 ~ 27,000 円	同		5,688 千円	218,769 円
通勤手当	通勤距離により 2,000 円 ~ 55,000 円	同		4,855 千円	51,105 円
管理職手当	部長 72,700 円 会計管理者、課長及び局長 49,800 円 上記以外の者 41,500 円			11,384 千円	632,444 円
休日勤務手当				千円	円
産業教育手当				千円	円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	702,000円 (780,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円/333,000円
	副 市 町 村 長	589,000円 (620,000円)	760,000円/422,200円
報 酬	議 長	350,000円 ()	499,000円/227,000円
	副 議 長	280,000円 ()	430,000円/182,000円
	議 員	260,000円 ()	400,000円/157,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成26年度支給割合) 3.10月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.10月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 702,000×(在職期間の月数)×(42/100)	(1期の手当額) 14,152,320円 (支給時期) 退職時
	副 市 町 村 長	589,000×(在職期間の月数)×(25/100)	7,068,000円 退職時
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

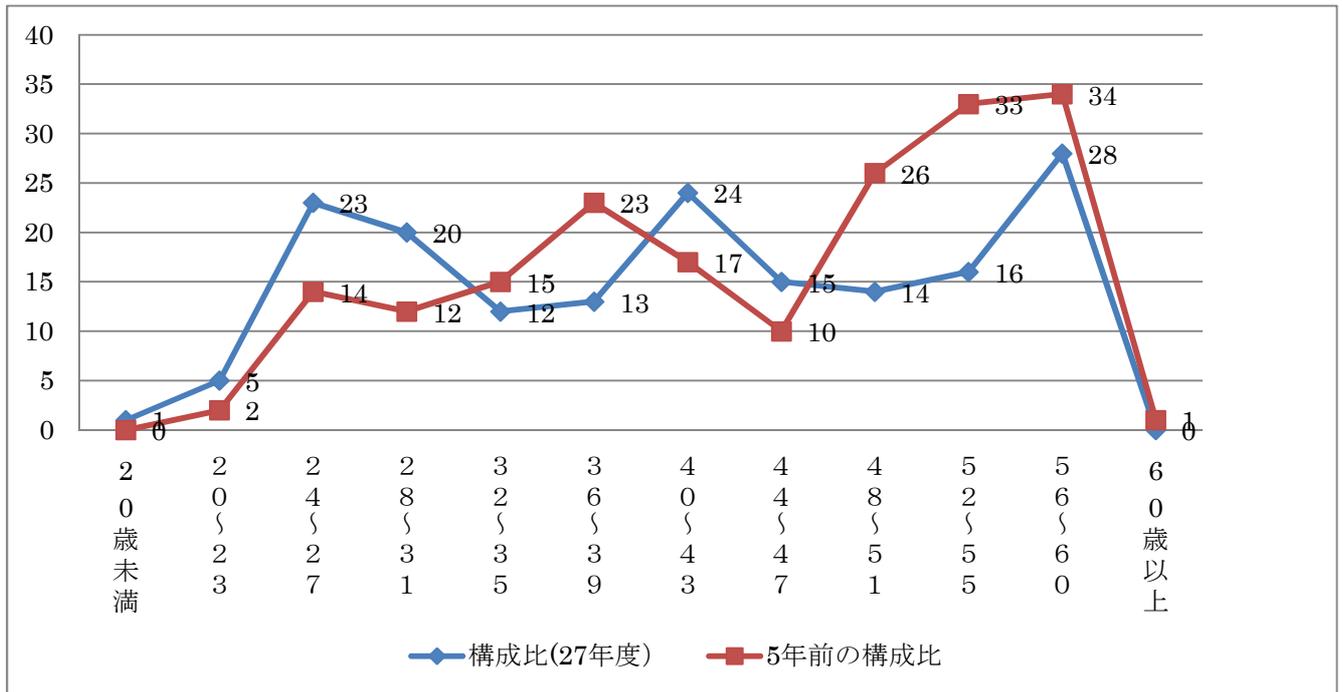
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	機 構 改 革 に よ る 増 (1) 土 地 改 良 事 業 職 員 異 動 に よ る 減 (1) 課 の 統 合 に よ る 会 計 区 分 の 異 動 に よ る 増 (1)
		総 務	49	50	1	
		税 務	13	13	0	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	11	10	1	
		商 工	3	3	0	
		土 木	15	15	0	
		民 生	12	12	0	
	衛 生	16	16	0		
		計	122	122	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 48.11人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 51.90人)
	教 育 部 門	31	28	▲ 3	機 構 改 革 に よ る 減 (3)	
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	153	150	▲ 3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 59.15人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 67.07)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4	0	課 の 統 合 に よ る 会 計 区 分 の 移 動 に よ る 増 (1)	
	下 水 道 そ の 他	6 10	6 11	0 1		
	小 計	20	21	0		
合 計			173	171	▲ 2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 67.43人
			[198]	[198]	[198]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年 4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	5	23	20	12	13	24	15	14	16	28	0	171

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	123	124	124	122	122	122	0(0%)
教育	43	39	35	35	31	28	▲15(34.9%)
消防							(%)
普通会計	166	163	159	157	153	150	▲16(9.6%)
公営企業等会計	21	20	20	20	20	21	0(0%)
総合計	187	183	179	177	173	171	▲16(8.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	322,019千円	37,045千円	27,367千円	8.50%	7.53%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	4人	16,389 千円	2,630 千円	4,192 千円	23,211 千円	5,803 千円	5,997 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野木町	42.5歳	361,453円	451,479円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野木町	(団体平均等)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,048千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,484千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

野木町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(割増率2～45%)			(割増率2～45%)		

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）			503千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			125,750円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
野木町全域	4%	4人	4%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			実績無し	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			千円	日額 円
			千円	1件当たり 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	1,711千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	428千円
支給実績（25年度決算）	847千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	217千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外2人 まで6,500円 その他 6,500円 特定期間 5,000円加算	同		366千円	183,000円
住居手当	借家 11,000円～ 27,000円	同		0千円	0円
通勤手当	通勤距離により 2,000円～55,000円	同		50千円	50,400円
管理職手当	部長 72,700円 会計管理者、課長及 び局長 49,800円 上記以外の者 41,500円			0千円	0円
休日出勤手当				千円	円
┆					
┆					